

る知識の習得を図るため、(社)日本マリーナ・ビーチ協会と協力し「マリーナ安全管理者講習会」を実施するとともに、利用者に対し安全に係る指導等を積極的に実施しているマリーナについては同協会が「優良マリーナ」として認定するなど、プレジャーボート等の安全に関する知識の普及を促進している。

警察では、港内その他の船舶交通の多い水域、遊泳客の多い海水浴場、マリトレジャースポーツの利用が盛んな水域等に重点を置いて、警察用船舶により安全指導を行うとともに、警察用航空機との連携によるパトロールや地元団体及び(財)パーソナルウォータークラフト安全協会、(財)沖縄マリトレジャーセイフティビューロー等関係団体との協力、連携を図り、マリトレジャー環境の整備、マリトレジャー提供業者に対する安全対策の指導、マリトレジャー利用者等の安全意識の啓蒙・啓発活動等を通じて、水上安全の確保を図っている。

### (3) プレジャーボート等の建造に関する技術者講習の推進

プレジャーボート等の建造技術の適正な水準を維持し、船舶の安全性を確保するため、建造技術者を対象とした各種講習会の開催等を推進し、市場ニーズや技術革新等に対応し得る技術者を養成し、その資質の向上を図った。

### (4) プレジャーボート等の安全基準、検査体制の整備

総トン数20トン未満の船舶の検査等を実施している日本小型船舶検査機構と連携して、適切な検査の実施に努めた。

常時着用により適した救命胴衣の普及、乗船者等を対象とした講習会、イベント等の機会における常

時着用に係る啓蒙・啓発活動の実施を行うことにより、プレジャーボート等の安全向上を図った。

### (5) 海道の旅(マリンロード)

海道の旅(マリンロード)について、マリンロード運営協議会が提供している宿場町情報、気象・海象等の安全情報や利便情報の充実化を支援した。

### (6) 小型船舶に対する情報提供の充実

一般船舶やプレジャーボート等に対しても、気象・海象の情報、船舶交通の安全に必要な情報等をインターネット、携帯電話等を通じて提供する沿岸域情報提供システムの整備・運用を行った。

また、プレジャーボートユーザーが、ポート上で必要な安全情報やマリーナ、地域イベント等の利便情報を容易に入手できる「プレジャーボート安全利用情報システム」の構築を推進するための調査研究を実施している。

そのほか、マリトレジャー情報提供の窓口としての「海の相談室」及び「マリトレジャー行事相談室」の利用促進を図るとともに、安全に楽しむための情報をホームページ上で提供できるよう情報提供体制の充実・強化を図っている。

### (7) 小型船舶に関する制度の充実

小型船舶操縦士免許のうち、1級及び2級の免許については、これまで5トン未満の船舶に限定して操縦することができる免許(5トン限定免許)を設けていたが、小型船舶の利用者ニーズに応えるとともに航行の安全を確保しつつ、より簡素・合理化した制度とするため、平成16年10月、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」の一部を改正し、5トン限定免許を原則廃止したことから、利用者への周知及び的確な運用を図った。

## 第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上保安庁は、海上における犯罪の予防及び法令の励行を図るため、平成16年は、旅客船等に対する海上保安官の警乗や、3万2,639隻の船舶に立入検査を実施する一方、取締りの実施により2,007件の海事関係法令違反を送致したほか、違反の態様が軽

微で是正の容易な957件の海事関係法令違反について警告措置を講じた。

また、海事関係者等を対象とした海難防止講習会の開催、訪船指導の実施等により航法、海事関係法令等の遵守、運航マナーの向上、出港前点検の励

行、気象・海象情報の的確な把握等安全指導を行った。また、航路等において、他の船舶の流れを無視したプレジャーボートの遊走等の無謀な活動に対しては、訪船・現場指導や取締りを実施し、海難の未然防止及び海上交通秩序の維持に努めている。一方、港内、主要狭水道等船舶交通のふくそうする海域において、巡視船艇による船舶交通の整理及び航法違反等の指導取締りを実施している。

特に、海上交通安全法に定める11の航路については、巡視船艇を常時配備するとともに、航空機によるしょう戒を実施し、重点的な指導取締りを行っている。

このほか、年末年始には、旅客船、カーフェリー、遊漁船、海上タクシー等による海上輸送の安全確保を図るため「年末年始特別警戒」を実施し、全国一斉に訪船指導等を実施した。

警察では、近年のマリンレジャー人口と船舶交通量の増加に対応して、水上交通の安全と秩序を維持するため、警察用船舶の整備と水上警察の組織体制の充実強化を図り、船舶交通のふくそうする港内や事故の起きやすい海浜、河川、湖沼等において、警察用船舶、警ら用無線自動車及び警察用航空機が連携してパトロール等を行ったほか、訪船連絡等を通じた安全指導を積極的に行った。また、事故に直結

しやすい無免許操縦、無検査船舶の航行等違反行為の取締りを強化し、平成16年中、海事関係法令違反102人を検挙した。特に水上オートバイの事故については、水上（中）におけるレジャー事故に占める割合が最も大きい（約18.7%）ため、(財)パーソナルウォータークラフト安全協会等関係団体との連携を図り、広報啓発活動を実施するとともに、自治体との連携を図り、事故に直結しやすい無謀な操縦や無免許操縦に重点を置いた指導取締りを推進した。

また、近年における多様なレジャースポーツに伴う事故を防止するため、レジャースポーツ関係業者、港湾、漁業関係者等との連携を図り、レジャースポーツ愛好者に対し、遊具の搬送、持ち込みに際して安全指導を行ったほか、レジャースポーツを行う者同士の事故やこれらの者と遊泳者、漁業関係者等との事故を防止するため、水上安全条例の運用等を通じて、危険行為の防止に努めるなど水上交通に関する秩序の維持に努めた。

なお、水上安全条例については、福島県、福井県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、長崎県、宮崎県及び沖縄県の8県において、海水浴場に関する規制等を盛り込んだ条例が施行されている。

## 第7節 救助・救急体制の整備

### 1 海難情報の収集処理体制の整備

海上保安庁では、海難情報を早期に入手し、迅速かつ的確な救助活動を行うため、全国20箇所の陸上通信所や行動中の巡視船艇により、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）に対応した遭難周波数を24時間聴守するとともに、衛星経由で遭難情報の入手が可能なシステム（CO-SPAS/SARSATシステム）の地上施設の運用を行うなど、遭難情報に即応する体制を整えている。

また、広く一般国民や船舶等から海上における事件・事故に関する情報を入手するため、緊急通報用電話番号「118番」の一層の周知、定着を図っている。

一方、防衛庁は、海上保安庁との協定に基づき、同庁と必要な情報の交換に努めている。また、横須賀、佐世保等9箇所の海岸局では常時、その他の海岸局や艦艇・航空機では状況の許す限り、遭難周波数を聴守している。

### 2 海難救助体制の充実・強化及び海難救助技術の向上

#### (1) SAR条約への対応

1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約（SAR条約）は、沿岸国が自国の周辺海域において適切な捜索救助業務を行うための国内制度を確立するとともに、関係国間の協力により、究極的に